

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日の翌日)

◇ 告 示

字の区域の変更

目 次

保険医療機関の指定

保険医等の登録

みつばちの腐蛆病の発生

解除予定の保安林(二件)

鳥獣保護区の存続期間の更新

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の適否の決定

道路の区域の変更

土地区画整理法による換地処分

都市計画の変更に係る案の縦覧(三件)

開発行為に関する工事の完了

解の指定の一部改正

告 示

鳥取県告示第八百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による的場地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十三年一月六日現在の地番による。)
的場字マニトバ	的場字下坪の全域、的場字背戸田一三六の一、一三六の二、一三七の一、一三八、一三九の一及びこれらと一体をなす国有地、的場字檜橋一四四の四及び一五二の一並びに的場字小寺一五九、一六五の一、一六五の五、一六六の一、一六六の八及びこれらと一体をなす国有地
区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十三年一月六日現在の地番による。)
的場字背戸田	的場字背戸田のうち一三六の一、一三六の二、一三七の

一、一三八、一三九の一及びこれらと一体をなす国有地以外
の区域

的場字檜橋のうち一四四の四及び一五二の一以外の区域

的場字小寺

的場字小寺のうち一五九、一六五の一、一六五の五、一六六の一、一六六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

的場字下坪

鳥取県告示第八百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿 一五二一	昭和五十三年九月二十一日

鳥取県告示第八百四十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松 原 正 和	鳥医第二、二九六号	昭和五十三年九月四日
宮 崎 博 実	鳥医第二、二九七号	昭和五十三年九月六日
今 坂 貴 子	鳥業第三八六号	"
菊 川 章 仁	鳥医第二、二九八号	昭和五十三年九月八日

鳥取県告示第八百四十三号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発 生 年 月 日 発 生 場 所 発 生 群 数 摘 要
昭和五十三年九月二十七日 気高郡青谷町絹見 二群 焼却処分とする。
字中尾二八七の二

昭和五十三年九月二十七日

気高郡青谷町鳴滝
一一二

六群

焼却処分とする。

昭和五十三年九月二十七日

気高郡青谷町大字
河原三七五の一

三群

焼却処分とする。

鳥取県告示第八百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平

林

鴻

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二 一七四七の一、一七五〇の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平

林

鴻

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の七、七一四の八、七一四の二五（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第七条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第十一条の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平

林

鴻

三

名称	区	域	期	間	面	積
西郷野鳥愛 護鳥獣保護	倉吉市下余戸地内にある倉吉市立 西郷小学校校庭の南西端を起点とし、 同点から山すそに沿って北東に進み、 下余戸字大谷三二七番地の四八と三 二七番地の四九との地番界に至り、		昭和五十三年十 一月一日から昭 和五十八年十月	一 二	ヘクタール	

同地番界を北西に進み、尾根に至り、尾根を南に進み、下余戸部落に下る通称大日山道に至り、同山道を西方に進み、山林と耕地との境界に至り、同境界を南方に進み、起点に至る線で囲まれた一円の地域

三十一日まで

鳥取県告示第八百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合から同組合が行う土地改良事業に係る今在家地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十八号

昭和五十三年七月二十九日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（大栄（大隈）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十三年十月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	変更前	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道	米子広瀬線	変更前	米子市日原字穴田六〇番地先から同市古市字草木二四番一 地先まで	五・〇 〃八・〇	二、七四六・〇

県道		変更後
岩屋谷	変更前	
米子線	変更後	
米子市青木四九八番二地先から同市奥谷一、一二九番地先まで	米子市青木四九八番二地先から同市榎原一、三四六番地先まで	
四・五 一六・〇	六・〇	
二、四七八・〇	一五〇・〇	

鳥取県告示第八百五十号

的場土地地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十三年九月二十三日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

- 三・五・十一号 正蓮寺飯山線
- 三・五・九号 宮下三代寺線
- 三・六・四号 立川飯山線

二 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 三・五・十一号 正蓮寺飯山線
追加する部分

岩美郡国府町大字中郷字南赤子田、大字庁字阿古田及び字浮橋並びに大字町屋字萬水河原

変更する部分

岩美郡国府町大字国分寺字臼井及び字北川、大字中郷字下赤子田及び字上赤子田、大字庁字八反田並びに大字町屋字壹町田、字三反田、字下石倉及び字中石倉

削除する部分

岩美郡国府町大字中郷字堀、大字庁字くじき並びに大字町屋字砂田、字上河原及び字飯山

- (2) 三・五・九号 宮下三代寺線

変更する部分

岩美郡国府町大字中郷字上赤子田及び字下赤子田

(3) 三・六・四号 立川飯山線

追加する部分

岩美郡国府町大字町屋字萬水河原及び字中瀬

変更する部分

岩美郡国府町大字町屋字飯山、字扇子田、字河田及び字属並

削除する部分

岩美郡国府町大字町屋字南中溝

三 縦覧場所

岩美郡国府町町屋三〇五番地一 国府町役場

鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十三年十月三日から昭和五十三年十月十七日まで

鳥取県告示第八百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同条第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

三・四・十号 皆生温泉環状線

三・三・四号 日吉津四軒屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・四・十号 皆生温泉環状線

追加する部分

米子市皆生字中道西灘端及び字ウドロ

変更する部分

米子市皆生字温泉、字灘端東新田、字村新田、字悪水西新田、字

高嶋屋新田、字ウドロ沖、字小バイ、字南砂池、字東大池、字林

田及び字丸池

削除する部分

米子市皆生字沖雁座

(2) 三・三・四号 日吉津四軒屋線

変更する部分

米子市皆生字小バイ、字ウドロ及び字西雁座

三 縦覧場所

米子市中町二十 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十三年十月三日から昭和五十三年十月十七日まで

鳥取県告示第八百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ

き、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園

第六・六・一号 東山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市東山町並びに車尾字老町田及び字扇ヶ坪

追加する部分

米子市車尾字放生會田、字砂際、字縄道、字河原毛田、字小深田、

字折返及び字角江

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十三年十月三日から昭和五十三年十月十七日まで

鳥取県告示第八百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年六月十七日 鳥取県指令受都計第百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字東浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇二番地

有限会社田中不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第八百五十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（^か麻の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年十月六日から施行する。

昭和五十三年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立米子図書館 米子市久米町一三六」を「鳥取県立米子図書館 米子市中町八」に改める。